

〔商品概要説明書〕

みなとフリーローン《住宅ローン利用者向》

(平成23年4月1日現在)

1. 商 品 名	みなとフリーローン《住宅ローン利用者向》
2. ご利用いただける方	以下の項目を全て満たす個人の方 (1) お借入時満20歳以上、最終返済時満70歳以内の方 (2) 日本国籍を有する方、又は永住許可を受けている外国人の方 (3) 前年度税込年収が200万円以上の方 (4) 勤続年数2年以上の方 (5) 当行で住宅ローン・住宅金融支援機構等の公的住宅融資をご利用いただいている方、又は同時にお申しいただける方。 (6) 保証会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	ご自由です。(但し、事業資金にはご利用いただけません)
4. ご融資金額	10万円以上 300万円以内(10万円単位) ただし、下記の範囲とさせていただきます。 前年度税込年収に占める無担保借入額の割合が50%以内 前年度税込年収に占める年間の総返済額の割合が35%以内
5. ご融資期間	1年以上5年以内(1ヶ月単位)
6. 金利種類	変動金利型 (1)お借入れ時の利率 ・お借入れ時の利率は、3月1日または9月1日現在の当行変動金利型住宅ローン基準金利(以下「基準利率」といいます)を基準として、各々4月1日または10月1日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 (2)お借入れ後の利率 ・お借入れ後の利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を見直し基準日とし、4月1日の場合は前年10月1日の、10月1日の場合は同年4月1日の各々の基準利率を比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ただし、お借入れ後最初に到来する見直し基準日では、お借入れ時の利率の基準となった基準利率(原則、3月1日または9月1日の基準利率)と、見直し基準日の基準利率とを比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ・新利率の適用は、見直し基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	毎月元利均等返済(融資額の50%以内で年2回のボーナス返済の併用が可能)
8. 担 保	不要です。
9. 保 証 人	不要です。
10. 保 証 会 社	みなと保証㈱
11. 保 証 料	不要です。(当行が負担します)

12.その他 金利、返済額の試算等については窓口へお問い合わせください。

〔みなとフリーローン《住宅ローン利用者向》〕

以上

当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570 - 017109 (一般電話から)
または 03 - 5252 - 3772 (携帯 PHS から)